

「第5回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 電子メール等で寄せられたご意見と検討主体の考え方

本資料は、電子メール等で寄せられたご意見と検討主体の考え方を示したものです。
なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成24年11月20日

国土交通省 東北地方整備局

電子メール等で寄せられたご意見と検討主体の考え方 1/11

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>I. 検証の進め方等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成瀬ダムを検証主体が東北地方整備局であり、「検討の場」が同局と、建設を強く要望してきた関係自治体による構成では、検証の結論が「成瀬ダム建設継続」となるのは火を見るよりも明らか。客観的な第三者の検証が行われるべきことを主張する。 ・「建設ありき」の既成事実化を目論むだけの、反対意見者も含めた市民の入らない自治体首長中心の「検討の場」は国民を見下す愚衆政治である。人数を制限しない、オープンな真に公開の意見公聴会を開催すべき。 ・そもそも一度着手してから検討することの意味がわからない。ここまでストップしていた時間はムダだったと思う。 ・東北復興を担う東北地方整備局は、成瀬ダムの緊急性の低さをきちんと「有識者会議」に報告すべき。この国の財源は非常に限られているのだから、緊急性の低い事業のお金は復興予算に廻すべき。 ・一元的な自然の水の制御と利用について、その一部の管理担当部局である国土交通省だけでなくその事業検討をさせるのではなく、農林水産省・厚生労働省(上下水道など地下水管理も含めて)などと部局を超えたプロジェクトとし、本当の意味での利益者である地域の人々を交えて、このダム建設事業の見直しを持つべきなのではないか。 ・数十年前に計画されたダム予算が、この後十年も先に完成するダム予算が1,238億円とはまことに不可思議な数字である。 ・残事業費、約1,238億円とあるが、ダム完成まで約10年とすると、年約120億円必要になる。計画と現実的な工事、工期又費用等々には大きな乖離があるのではないか。 ・ダム建設に1,530億円の費用がかかると言われ、完成までの実費用は全国や東北の「森吉山ダム」の様に「倍近くの費用がかかる」と言われている。 ・ダム建設で栄えた地域はどこにもない。近くの湯田ダム然り、謳い文句と違い現実の過疎化の厳しい現実を行政は見るべき。 ・「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する関係住民からの意見を聴く場は、「関係住民の意見を聴く」といいながら、開催時間や会場の設定は、いかにも多くの関係住民には来てもらいたくないものようである。 ・電子メール等による意見聴取や、9月に開いた「第4回成瀬ダム検証の場」及び「学識経験を有する者から意見を聴く場」の開催日は公表から期間が短く、公開するとは言いながら、その実は多くの住民には来てもらいたくないのではないかと思う。 ・関係住民からの意見を聴く場について、公表から開催までの期間や、当日の意見聴取の5分という時間の設定に疑問がある。また、袴型の机の並べ方に違和感を持った。 ・素案に対する「意見聴取」が3会場で行われ、あわせて9件の意見が述べられたが、すべて反対意見だった。成瀬ダム建設継続を要望する意見は1件もなかった。それだけ必要性、緊急性が低いことの表れだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(以下「検証要領細目」という。)」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・成瀬ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、「検証要領細目」に基づき秋田県と成瀬ダムの治水・利水計画に関わる6市町村を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきております。 ・「検証要領細目」において、「検討主体」は直轄ダムにおいては地方整備局等と規定されており、成瀬ダムのダム検証にあたっては、東北地方整備局が検討主体として責任を持って検討しております。 ・「検証要領細目」により、検証対象ダム事業等の点検を行うことになっており、残事業費及び工期の点検を行っております。その結果を、「成瀬ダム建設事業の検証に係る報告書」の4-1ページから4-3ページに記載しています。 ・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「地域社会への影響」(地域振興等に対してどのような効果があるか)において、「地元の東成瀬村がダム湖周辺の利活用を検討しており、ダム湖を活用した地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。」と評価しており、必要に応じてフォローアップを実施していくこととしています。 ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表しています。また、検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表しています。 ・意見聴取に関しては、インターネットへの掲載の他、関係自治体にご協力いただき、地域の方々が集まりやすい市役所、役場及び各支所、地域局等において「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」や意見募集要領を設置し、広く知っていただくよう努めております。 ・これら頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して検討主体の考え方を示し、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書」の参考とさせていただきます。

電子メール等で寄せられたご意見と検討主体の考え方 2/11

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>II. ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる方面から検討に検討を重ねて着工したはずの成瀬ダムであり、今回の検証内容については、何れも丁寧でわかりやすく説明されておりその結果はもつと多と思う。したがって、もうこれ以上ダムの完成を繰延べするのはやめて、成瀬ダムの完成を待望む多くの住民のために一日でも早く本体に着手していただくようお願いする。 ・「成瀬ダム案」はコスト面、実現性に於いて、事業用地関係者と合意形成が既にされているなど、他の3案より優良である。 ・コスト面、また実現性の面でも用地取得がほぼ完了している「成瀬ダム案」に賛成。 ・成瀬ダム案は、治水対策の他、水道、発電等様々な目的も予定されているようなので、多に期待している。 ・貯水機能と調節機能の多いのがダムでありオールラウンドに渡り、地域に貢献度が高いように思う。 ・マイナス要素は、それぞれあると思うが、未来へ前向きにつないでいくにはよりプラス効果が多いものに期待していくものだと考え、素人発想であるが「成瀬ダム」を望んでいる。 ・住んでる場所が堤防付近で、大雨になると堤防近くの川の水位が上がり流木が見え、不安で寝られない。成瀬ダムが出来る事により、成瀬川からの増水を抑えられると思う。 ・今は砂利採取してないので年々川底が上がり、大雨時に浸水被害等が起きる、成瀬ダムが有れば土砂の流動を、最小限に抑えられる効果が期待出来ると思われる。 ・成瀬ダム建設事業に賛成。コストや実現性を考えても早期完成を望む。秋田市長等構成員の方々の意見を見ても、治水対策としての役割も必要なダムではないかと思う。 ・昨年に続き、今年の7月から8月にかけて農業用水が不足の状況であった。9月以降も今年は雄物川水系の河川水量が少ないために防火用水等の生活用水が水路に流れていない状況が続いた。これから冬をむかえるにあたり流雪溝に水が流れるかが心配される。地域住民の生活を守るための、安定した水量を確保するには成瀬ダムが必要。 ・今年度のような、異常気象の中で、農家の人たちが水不足に苦労している姿をみると、安定したかんがい用水を供給できる成瀬ダムの早期着工を望む。 ・今年の早魃はひどいものであった。特に農家にとっては、用水の確保に大変難儀をした日々であった。成瀬ダム建設事業については、コスト、実現性、持続性等、他の代替案より最も有利と思われ、早期のダム本体建設、完成を望むものである。3年以上の建設休止は、非常にムダな時間であったと思う。 ・兼業農家は農作業が土、日となるので、成瀬ダムが出来るのを待ち望んでいる。末端地区に水田が有り、特に夏場の渇水期はお手上げ状態、またカドミも検出するので、用水不足に難儀しており、早く成瀬ダムを作って貰いたい。 ・報告書では、4案及び6つの評価軸で検証されているが、完成までに要する費用が少なく、完成までの期間が最も短い「成瀬ダム案」が一番良いと思う。 ・非かんがい期は、河川に一定流量が無いため相当期間、管内水路の維持用水として取水許可を得ている用水を取水できないこととなり、地域住民から生活雑排水が滞留し悪臭がする等の苦情や、万が一の防火用水が無いなど心配する声がたくさん寄せられた。かんがい用水はもちろんのこと年間を通し、地域生活環境用水として安定した水を多くの住民が求めている。従って成瀬ダムは絶対に必要である。 ・昭和40年代半ばに入り、「コメの減反政策」が始まったが、米作の為の農業用水はダムを造らなくても十分である。言ってみればダム建設は「米増産時代の遺物」である。 ・成瀬ダムの建設目的が曖昧である。農業用水の確保目的だが下流部の平鹿平野で水不足を聞かない。 ・今問題になっているTPPに日本が参加すると日本の農業、従って横手盆地の農業も壊滅的打撃を受けると思う。少なくとも成瀬ダムは急ぐ必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(中略)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的・時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。 ・また、検証に係る検討手順としては、「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(本細目においては流水を上水道、工業用水道又はかんがいに供することをいう。以下同じ。)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>III. 治水対策案に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転作に西瓜を30アール程作付してるが、ゲリラ豪雨により2年続きで出荷出来なかった。それまでの労力がムダになり悔しい思いをしたことがある。 ・昨今の異常気象は、ゲリラ豪雨による河川流域の洪水等被害や夏場の渇水による農作物の品質の低下、収穫量減少など、地域社会及び農業関係者に及ぼす被害は甚大なものがある。水に対する調整機能が、きちんと発揮されない事には社会生活を営む上で不安がある。 ・大曲捷水路によって旧大曲市内の水害減少と同時に、神宮寺地域など下流部への負担を増加させる状況や、横手盆地の大部分からの鉄砲水のようなものが現れるという事態も予想される。 ・現在の農業用水路の設計思想(用配水路の隣接分離)や補助制度(枝線は私権に属するから補助できない等)の結果として、水の非常な無駄遣い構造と運用になっていることがあり、その結果として、洪水調節どころかより増大させる施設として国土交通省の守備力への負担を増大させている現実がある。 ・農水省HPにかかげる「農地の洪水調節機能」は本当に機能しているのか。要らない水として幹線水路へ捨てられているという現実はないと言えるのか。むしろ逆の洪水増幅調節機能が進行中だとしたら国土交通省はどうか対応すべきか。 ・水路の無い時代にも洪水はあったが、当時は農地を上から下へ順次に平地を埋めるように流れくんだり、あるいは残された低湿地に貯留され、または農地などから浸透して地下水を涵養して、この場合は1ヶ月弱のピークカットの働きまで果たしていた。今回の検証ではこのことがどう処理されているのか。 ・ハツ場ダムにおいても利根川治水計画の策定が問題となっている。雄物川治水計画が策定されていないのは、治水計画を策定し雄物川中流域の堤防の整備が完了してしまうとダム計画の必要性が無くなるということではないかと思う。 <ul style="list-style-type: none"> ・何より望むのは水の治水対策、並びに圃場における安定供給を最短期間できちんと完備してほしいことであり、その最たるものが成瀬ダムであるならダムの早期完成を期待する。 ・農家はもちろんのこと、雄物川流域の住民の生命や財産を守り、安全安心な生活の基盤が築ける様、また、農業中心に捉えた、社会経済の構築のためにも成瀬ダム建設は、一日も早く完成に向けて、着工してもらいたい。 ・いろいろなダムの代替案があったが現実的に見ても当初から成瀬ダム案が妥当であるのは明白であったと思う。近年のゲリラ豪雨、渇水等の自然災害においても、成瀬ダムの有効性は一定の効果が期待できると思う。 ・目的別の総合評価の結果を見ると、「成瀬ダム案」が最も良いのではないかと。何故なら、今、一番問題とされているのが治水対策だと思う。最近のゲリラ豪雨で床上、床下浸水、農業被害が多発しているのが現状であり、夏場に雄物川が渇水になり、ある一定流量より下がれば取水できない場合が出ていて農家及び地域住民等大変困っている。 ・コスト的・実現性では完成までに要する費用、事業期間が最も小さく、最も短い、又目標である成瀬・皆瀬頭首工から必要な水量を取水することが可能となる。これら全体を含めて思うことは、地域住民・農家の不安を解消し、安全安心な暮らしを確保する為、成瀬ダムの早期着工・完成を望んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「検証要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っています。 ・なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」は、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定に向け、「水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが雄物川水系の治水の基本である」との考えのもと、「過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める」ことを整備目標とすることとして、学識者からなる「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いながらとりまとめられたものです。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。 ・「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 治水対策案に関するご意見	<p>・成瀬ダムの治水効果については、雄物川流域面積に対する成瀬ダム集水面積が1.4%しかないということから極めて限定的と言わざるを得ない。しかし、素案ではその寄与率が最大4.7%としているが、むしろ、すべての洪水における寄与率を公表してその最小の値こそ問題にしなければならない。治水効果を言うならば、今日的な気象変動に対応するものとして治水の「弱い部分」に着目して対策を行うことが大切。</p> <p>・成瀬ダムは最上流部の限定された狭い集水域に降った雨による洪水を調節するだけであるから、治水効果は小さく且つ不確実である。これまで、ダムが治水効果を予定通りに発揮した例は少なく、近年はむしろダムによる水害の方が懸念されている。</p> <p>・成瀬ダム計画は、不適地であり又貯水容量が極めて少なく利水、治水効果は期待出来ない。玉川ダムと比較すれば歴然としている。ダム本体の規模が大きいにもかかわらず、ダムの機能を決定づける湛水面積は玉川ダムより小さい。</p> <p>・雄物川水害見込地区の仙北強首地区等では堤防の嵩上げをすれば、ダム建設よりはるかに安い費用で水害が防げる。まして成瀬川上流のダムが雄物川中流の治水に効果あるというのに疑問を持たないのがおかしい。</p> <p>・今後の洪水調節のための既設ストックダムの管理に、集積した最近の気象情報、とくに微気象との関連などのご検討も、大きな有効性を指摘しておく。</p> <p>・今日の集積された気象データ、特に微気象の事実の勘案など、ハードより今日の治水ストックの運用にかかわる解決策も豊富であり、お手ごろなものから試されるなど、急迫した日本の財政状況をも勘案しながらの検討の展開を望む。</p> <p>・戦中の木造船増産計画など、森林の大規模破壊は全国的に多くの史実が残されており、これは多くの識者の指摘するところであるが如何様な検証のそれが今回のそれで行われたのか確認を求める。</p> <p>・私が考える遊水地案は何も「渡良瀬遊水地」や「一関遊水地」のような完璧なものを考えていない。雄物川中流域のかつて氾濫原であったところを洪水時の暫定的な遊水地とするというもの。毎年洪水が起きる訳ではなく、被害を受けた時は田畑の補償をすればよい。何なら、休耕地と振り替えて遊水地とするという手もある。</p> <p>・昨年水害を起こした雄物川・子吉川を見て回ったが、本流の水位が上がったために支流の水が本流に流れ込めずに起きた内水氾濫がほとんどだった。従って洪水対策や地下水保持のための遊水地は有力な案だと考える。</p>	<p>・椿川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、椿川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果が認められるものです。</p> <p>(※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量と、成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差」の比率としました。</p> <p>(※2)流出解析により算出した椿川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値です。</p> <p>・既設の玉川ダムと皆瀬ダムの操作ルールを見直した案については、複数の治水対策案「Ⅰ. 既設ダムの有効活用による治水対策」の一つとして、既設ダムの予備放流を組み合わせた治水対策案を追加検討しております。(第4回検討の場 資料5-1 P2~6 参照)</p> <p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証では、「検証要領細目」に示されている26方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせる限り広い治水対策案を立案し概略評価を行った上で、「成瀬ダムを含む治水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価を行っています。森林の保全については、流域の森林面積は約7割あり、「現状の森林機能の維持に向けた努力を継続する。」全ての方策に共通するものとしています。</p> <p>「複数の治水対策案」において、「遊水機能を有する土地の保全及び部分的に低い堤防の存置をする区域において、水田等は浸水するが、宅地等は輪中堤及び二線堤により浸水しない。」案についても検討しております。また、堤防かさ上げ案、遊水地案等についても検討しております。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 治水対策案に関するご意見		
	<p>・平成15年から平成20年までと期間を明示し、110億円の事業費で計画された雄物川中流部緊急対策事業はどのような経過を見たのか。用地の買収、関係する家屋123戸の移転は何戸進んだのか。雄物川中流地区は約20キロにわたり無堤であるためとあるが、計画の新規築堤10.2キロのうち何キロ完了したのか。</p> <p>・「緊急対策事業」が計画通りに完成していれば、平成22年一昨年6月24・25日の水害はかなりの軽減をみたはず。</p> <p>上流には、玉川ダム・鎧畑ダム・南外ダム・大松川ダム・皆瀬ダム…大小合わせたかなりのダムがあり、ダムでは洪水が防がれないのが証明された水害である。仮に成瀬ダムができていたとして、どれだけの抑制効果があったのか。</p> <p>・代替案の検討について、現実的なものはあまりなく、そのコストについて代替案の過大仕様にもとづく計算が行われたのではないかと疑わざるを得ない。この50年間ぐらいの洪水を見てみると雄物川中流域の、それも流入する中小河川との合流地点に集中しており、主にそれらに的を絞った治水対策こそ求められているはず。例えば、河道掘削については雄物川全川で行うことは現時点では必ずしも必要ではなく、大仙市以北で集中的に行うべき。遊水地案についても周囲堤の仕様は過大であり、もっと実用的で柔軟であるべき。</p> <p>・玉川との合流点から下流、支流土買川・淀川合流点付近は水害の多発地帯・常襲地帯である。「緊急対策事業」が策定された区間を含めてその上流・下流部分の河川改修を急ぐべきである。雄物川全川にわたって築堤するとか、全川にわたって河道掘削をすとか、膨大な費用を要する工事をするという話ではない。また、10年後とか20年後といった話ではない。</p> <p>・ダムの完成までは まだかなりの年数を要する。また成瀬ダム建設計画が始められてから 約40年の年月が経過している。ダム建設は即刻中止し、ダムよりも洪水常襲地帯である「雄物川中流部」の河川改修を重点的にやるべき。</p> <p>・今年6月の洪水はダムの建設より堤防の整備が急務ではないか。</p>	<p>・雄物川中流部緊急対策特定区間事業は、現地調査及び用地測量を実施した結果、移転家屋数が123戸から135戸に増加しました。これに伴い、事業期間を平成20年度から平成23年度へ延長し、事業区間についてもL=10.2kmからL=6.2kmに変更しました。事業期間である平成23年度までに、家屋移転を完了させるとともに6.2kmの築堤を完成させております。引き続き、中流部無堤区間の堤防整備の進捗を図ります。</p> <p>・ご意見にありました平成22年一昨年6月24・25日の水害について、秋田県内における平成22年6月の水害実績を確認した結果、6月の水害は確認できませんでした。近年で記憶に新しく、6月24・25日の洪水としては、平成23年6月23日～24日梅雨前線に伴う大雨により雄物川流域で洪水が発生しております(以下「平成23年6月洪水」という。)</p> <p>ご意見にあった洪水が平成23年6月洪水であると仮定して、平成23年6月洪水においては、築堤が完成していた6.2kmの区間では、浸水被害は発生しませんでした。</p> <p>なお、雄物川中流部は雄物川水系河川整備計画(素案)において、整備計画目標流量を既設ダム及び成瀬ダムによる洪水調節施設と築堤及び河道掘削による河川改修によって、浸水被害の軽減を図る計画としております。</p> <p>・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は無堤区間が多いため、他地区に比べて治水安全性が低く、水害常襲地域となっていることから、雄物川中流部緊急対策特定区間事業及び沿川で最も家屋の多い強首地区は輪中堤により緊急的に整備してきました。しかし、その上下流には未だ無堤区間が多く残されていることから、河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めているところです。</p> <p>・「成瀬ダム案」においても中流部の治水対策として築堤、掘削などの河川改修を行うこととしています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>IV. 利水対策案に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年のはかってない湯水にみまわれたが、取水制限はあったものの、給水車が出たという話は聞かない。今年は3ぶりの「平年作」であり、まさに「日照りに早稲なし」の格言通りだった。 ・50年来の猛暑と言わせた今年の夏も水田の水不足はなかった。お米もほぼ常作だった。 ・欲しければいくらでも要請すれば金で安く入手できる「水」、これが今回の具体的検証では何処まで行われたのか。 ・旧農林水産統計事務所からの水稲被害統計について戦後の分を我々は集積してきた。そのデータ値推移からは、今日では農業に於ける湯水統計値はカウントされなくなっているという事実を、検証過程ではいかように評価されたのか不思議である。 ・洪水、利水、流水の正常な機能…等々すべて成瀬ダムがあれば問題解決の様に答えられているが、今ある問題を解決する方法について努力されていないように思う。洪水対策は堤防が計画地域住民の声、又水道等の要望のない現実。利水も参画者に必要な量は昔話であり現実的ではないと思う。 ・9月以降は水利権がないからと田んぼを干し、一方ポンプは勝手に使う。伏流水は国土交通省、農業用水は別、経済産業省も野放し、消雪パイプも使い放題(横手市の一部は制限中、これで地下水低下が起きないはずがない)。 ・国直轄土地改良事業の無駄遣い水路という「成長神話型設計思想」による構造的欠陥を指摘しておく必要がある。それは技術的にも法律的にも「水資源の使い捨て」理念にある。 ・地下水が不安定になった原因は土地改良事業によって多くの溜め池が消滅したことと用水路を水落のしない3面コンクリートにしたことにある。 ・当土地改良区管内は、今年もかんがい期に干天続きで必要水量が確保できず、不足分を少しでも補うため膨大な電気料金を支払ってまで揚水機を運転し営農を行ってきた。農家経済や改良区の財政にとってこの電気料負担は、毎年のように重くのしかかっているのが現状。従来から農家所得向上に国を挙げて取り組んでいながら、逆行するこのような事態はできるだけ早く解消しなければならない。 ・今夏の猛暑により、河川から安定水量の取水ができず、下流部のみならず、上流部においても水路に水が通らず稲作に影響を与えた。上流部ではカドミ問題があるため、JAにより湛水管理が指導されているが、今夏の状況では自費で地下水ポンプを使用している。 ・水系の下流で末端地区で米作しているので、夏の中干し後の水が気になる。 <p>・素案では、利水参画者である東北農政局や関係自治体からの利水容量の申し出を鵜呑みしただけで、東北復興や厳しい財政運営のなかでそれらに厳しく切り込むような精査が行われていない。例えば、農業利水では該当地域水田の減水深が29mm/日まで過大に設定されているが、ほとんどの農家が除草剤を効かせるために減水深20mm/日を忠実に守って水管理をしている。また、該当地域の人口については著しい人口減が予想されており、関係自治体の水道水需要予測も過大であるのに、これに対しても切り込んでいない。</p> <p>・今日の自然流量減少のほとんどは、農業利水に飲み込まれてしまったということを指摘しておくことが必要。</p>	<p>・「検証要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思等の確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・減水深については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「減水深は、地形、土壌、地下水位などによって左右されるため、国営平鹿平野土地改良事業計画で用いられる減水深は、平鹿平野地区内のほ場における実測結果に基づき設定している。このため、国営平鹿平野土地改良事業計画においては、昭和58年～昭和60年の実測結果に基づき、土壌タイプごとに分類し、期別で10mm～29mmと設定している。なお、平鹿平野地区において、平均減水深が20mm未満の減水深タイプに分類した計画面積は、全体面積の約7割を占めている。」</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
IV. 利水対策案に関するご意見		
	<p>・最新の人口調査(2010年国勢調査)による推計ではダムが完成しているとされる2030年には、大仙・横手・湯沢市では約4分の1(13,000人)成瀬ダムの水を必要としている人口が減少するようである。大仙市(南外・刈和野・大沢郷)・横手市・湯沢市の水道計画は新しい人口予測に基づいて見なおすべきだと考える。最大取水量はいずれの地区においても過大な見積りである。</p> <p>・大仙市の南外地区及び湯沢市は集落間がはなれており、水道管・下水管の敷設及び維持管理に相当なお金がかかり水道料金が高くなると考える。今後は高松地区など現在簡易水道を行っているところの上水道を検討しているものと思われるが、本管からの距離が長くて対費用効果の面から見ていかかと思う。</p> <p>・新規利水(水道事業)についてだが、この扇状地形と盆地で現状の地下水併用で十分に全く無駄な投資である。</p> <p>・大仙市の水道水については、玉川ダムの水の振り替えで十分であり、秋田県に水利権を強く要求すべきだと思う。</p> <p>・該当地域の人口については著しい人口減が予想されており、関係自治体の水道水需要予測も過大であるのに、これに対しても切り込んでいない。玉川ダムの工業用水の余剰振替についても、秋田県に対して転用を求めるなどの切り込みはなく、関係自治体への対応は全く不十分。</p> <p>・私たちは、気象観測が大幅に進歩したことを受けて、既存のダムの運用を見直し、貯水した水を効果的に利水に生かすことを提案してきた。皆瀬ダムでは7月1日までに機械的に放流してしまうことはもったいないこと。今日の気象観測網によって半世紀前とは格段に違う精度で気象予測ができるようになったので、少しずつ運用を調整していく試みを始めるべき。</p> <p>・皆瀬ダムの運用を改める方がはるかに安くつく。</p> <p>・羽羽丘陵にトンネルを掘るとか胆沢ダムから水を持って来るなどというほとんど実現不可能な案まであり、要するにいろいろな案を検討して見たというアリバイづくりに過ぎないかと思う。そんな実現不可能な案を考える暇があったら、たとえば皆瀬ダムの7月の水の運営などについて鵜呑みにするのではなく実地に検証すべきではなかったか。気象情報等により台風の襲来時期や大雨の予測は可能であり、それを基にダムの水を管理することは可能だと考える。</p> <p>・今年は自然界の現況への順応という対応の中でそれ(濁水)を切り抜けた。行政も住民もそれぞれの対応に努力したが、そのコストは30~50年というランニングコスト等と比較した作業も済んだのであろうか。</p>	<p>・本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(水道用水)である湯沢市、横手市、大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、各者から引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用权等の振替により確保する案を検討しております。</p> <p>・パブリックコメントのご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直した案について追加検討しましたが、以下の理由から新規利水対策案とすることは困難といたしました。</p> <p>皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/1~9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されております。洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があり、水位を下げきれず治水面にリスクを生じさせる可能性があります。</p> <p>(第4回検討の場 資料5-2 P2 参照)</p> <p>・「検証要領細目」に示されている17方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせる限り幅広い利水対策案を立案し概略評価を行った上で、「成瀬ダムを含む利水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価を行っています。</p> <p>・濁水調整の強化については「濁水時の被害を最小となるような取水制限を行うような種々の措置、指導、要請を行う。」とし、従来より濁水時に行われた手法で、今後も継続して実施するものであり、効果量にかかわらず全てに共通するものとしています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
IV. 利水対策案に関するご意見		
	<p>・「地下水取水案」については、地下水位が年々下ってきており水田、飲み水に影響すると思われる反対。</p> <p>・「地下水取水案」は安定的な取水出来るかが不確定であり、地盤沈下への懸念は無視できないことから、治水対策としても早期の成瀬ダム完成を望む。</p> <p>・「地下取水案」については、目に見えない事が何より安心感を損ない、維持管理上大変だと思う。もちろん地盤沈下もマイナス要因。</p> <p>・地下水資源のような対象についての利用と制御に、あらゆる省庁や地域行政機関もからんだプロジェクトを立ち上げるべきであり、出来るエリアからより現実的な提案を少しずつ作り出していくことが肝要ではないのか。</p> <p>・地域社会、環境の面でも、「成瀬ダム案」の環境影響は現状維持されるようになっており、「皆瀬ダム嵩上げ案」は上流の「小安峡」が水没するなどの影響が考えられ、地域振興を阻害する案はよろしくない。</p> <p>・「皆瀬ダムかさ上げ案」については、小安峡への影響と造成年度が違うものに、かさ上げしていくのに不安を感じる。</p> <p>・横手市長は「利水の観点でいうと、かんがい用水が減ることはあり得ないと考えている」と述べているが、横手市の人口が減少するなかで、米の需要が拡大するとは考えられない。</p>	<p>・「地下水取水案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか)において「新たな地下水取水は、地下水位の低下や地盤沈下を起こす可能性がある。」、「横手市等より、地盤沈下などの周辺への影響や、将来に渡って安定取水が確保できるかなどの不確定な要素に関する懸念が表明されている。」また、(生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか)において「地下水位の低下により、近隣の湿地、沼などで生息・生育する動植物に影響があると想定される。」と評価しており、「地下水取水案」を実施する場合には、事業主体においてそれらに関する調査を実施する必要があると考えています。</p> <p>「皆瀬ダムかさ上げ案」の評価軸ごとの評価「実現性」(技術上の観点から実現性の見通しはどうか)において「皆瀬ダムの堤体の安定性を確認するため、地質調査やフィル堤体強度等の調査など現地における十分な調査が必要である。」また、「環境への影響」(景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか)において「人と自然との豊かな触れ合いの場について、ダムかさ上げによる貯水池の拡大により、観光地である「小安峡」が水没するため、環境保全措置を講ずる必要があると想定される。」と評価しており、「皆瀬ダムかさ上げ案」を実施する場合には、事業主体において、技術上の調査や環境保全措置の検討を実施する必要があると考えています。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>V. その他のご意見</p>	<p>・川の生態系や機能のトータルな維持には洪水も渇水も必要。従って、「流水の正常な機能の維持」というのは常時一定の目標(2.8m/s)を確保することによってはなし得ないと捉えるべき。</p> <p>・洪水は森のミネラルを下流域の田畑や海にもたらし恵みともなる。渇水は魚の採餌環境を豊かにするのに欠かせない要因の一つ。ダムは海岸線の侵食や、水質の悪化で米の等級を下げ、収入を半減させる(二風谷ダム等)。ダムは百害あって一利なし。</p> <p>・ダムによって「流水の正常な維持」をはかるといふ発想は承服できない。東日本大震災からの教訓として、人工物で自然をコントロールできるという人間の不遜な考え方は改めるべき。東北地方は、主に南北に縦断する脊梁山脈からの水の恵みによって育まれており、時には水は洪水を、また時には渇水被害をもたらしたが、東北の豊かな生物多様性は維持されてきた。先進国アメリカでは生態系への影響を考えてダムを撤去し始めている。そのことから真摯に学ぶべき時と思う。</p> <p>・「成瀬ダム案」において新規水力発電が予定されているので、東日本大震災以降、原発以外の新エネルギー確保が重要視されている事で「利水専用ダム案」をリードしていると思われ、「成瀬ダム案」が残ると思う。</p> <p>・発電にしても水力で常時、発電量が一定で災害時にも心配が無い生活の場。冬期間の降雪は、豪雪地帯でやっかいな雪を、利水。発電に対してはタダの資源となり活用すべきと思う。</p> <p>・流域住民の最大の関心は、近隣の皆瀬ダムや大松川ダムの実態を見てきたから、ダムによる環境への影響についての検討結果だった。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中間とりまとめでは、環境への影響の項目で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水環境に対してどのような影響があるか ●生物多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか ●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか ●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか ●その他 <p>について検討を求めていたが、今回の素案では「その影響は少ないと考えられる」(素案骨子)として、ほとんど具体的定量的な検討を行っていない。コストを考えるならば、環境リスクも考慮しなければならないはず。</p> <p>・自然と人間生活への広範なマイナス面を考えれば、ダムによる治水は方向転換すべき時にきている。遊水地や堤防補強等に対応し、後の世代に清流の川のある美しく豊かな日本を残してやりたい。</p> <p>・森林生態系保護地域につながる貴重な森林資源や溪流相の破壊について、どれだけの検討がなされたのか。</p>	<p>・流水の正常な機能を維持するために必要な流量とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、渇水時において維持すべきであると定められた流量、及び既得の水利流量の双方を満足する流量として設定しております。なお、河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等においては、渇水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えております。</p> <p>・評価軸ごとの評価における「実現性」(発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか)について「新規利水:かながい」、「流水の正常な機能の維持」における「利水専用ダム案」以外は、「成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、事業実施が不可能となる。」、「新規利水:かながい」、「流水の正常な機能の維持」における「利水専用ダム案」は、「成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、利水容量の減少に伴う発生電力量の減少により、事業の採算性への影響が想定される。」と評価しており、発電事業者との調整が必要となると考えています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「(イ)各評価軸が定量的評価を行うことは可能か(中略)主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。」とされており、生態系への影響の定量化については、数値を用いて定量的に評価できないものは、どのような差があるかをできる限り評価することとしております。</p> <p>・環境影響評価書(平成11年5月)において、下記のとおり記載しています。 「栗駒山・栢ヶ森山周辺森林生態系保護地域(3,693ha)」の一部が成瀬ダム事業区域に分布する(24ha)が、伐採・改変は行わない。ダム事業区域の他にも成瀬川流域には生態系保護地域が広く分布し、その現状が維持されるため、生態系保護地域の保全は図られる。ダム建設による影響は少ないと考えられる。</p> <p>・また、環境保全対策としては、下記のとおり記載しており、景観等に配慮して実施することとしています。 [自然環境の保全] 多くの貴重動植物を含む多様な生物種の生育・生息の場であるとともに、良好な景観の構成要素である成瀬ダム周辺の自然植生や溪流環境については、新たに出現するダム本体や貯水池等について景観に配慮した計画・設計・施工を行い、山間における良好な景観を創出するよう配慮する。また、地形の改変及び森林の伐採は最小限にとどめるものとし、特に、森林生態系保護地域等については、地形の改変及び森林の伐採を可能な限り避けるよう配慮する。 [流域の河川・森林の適切な保全と管理] 関係機関とともに成瀬川流域の河川・森林の適切な保全と管理を進めていくものとする。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
V. その他のご意見	<p>・雄物川三十景の一つである赤滝や流域住民の信仰を集める赤滝神社は極めて貴重な自然遺産である。このような自然と景観を保全することは世界のすう勢と言える。この価値をどのように評価したのか。</p> <p>・赤滝の景勝地等も自然遺産として絶対残すべき。</p> <p>・役内川は、上流のダム建設に反対する激しい運動が展開され、ダム建設が中止となり、県南南部の唯一の清流として今益々その存在価値が大きいことを国交省担当は認識すべき。我々は秋田湾開発構想に対応した玉川上流のあのこの世のものかと思われる程の景勝地を玉川ダムの湖底に沈めたダム開発を忘れることはできない。不要になった、巨額の経費を投入したダム開発の責任は誰一人としてとらないのが行政と官僚たちである。</p> <p>・洪水調節の総合評価については「環境保全措置により…」としているが、これは選択取水設備を指しているのか。しかし、現実はそのような設備をもってしても下流域の濁りは解消していないということを住民は実感している。濁度という客観的具体的な数値で「最新の設備によって濁度はこの程度まで改善される」というような評価がなされるべきではないか。</p> <p>・降雨後の成瀬川とダム建設川(皆瀬川)の合流地点とその下流を見れば歴然としている。正に清流と濁流の違いである。近年下流の鮎釣りの魚体はドンドン小さくなっている。</p> <p>・9年前の秋と思われるが、「ダム建設地調査」に伴って「クマ鷹の巣の落下事件」があったが、自然破壊のダム建設政策は変える時代だと近年世界の常識になりつつある。</p>	<p>・環境影響評価書(平成11年5月)において、下記のとおり記載している。</p> <p>赤滝は、湛水区域のほぼ中央に位置し水没するため、事業の実施に当たっては、成因や現状を詳細に記録し、資料により保存すると評価している。</p> <p>・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか)において、「景勝地である「赤滝」は、湛水区域のほぼ中央に位置し水没するため、現状を詳細に記録し、資料により保存する必要がある。」と評価しており、具体化にあたっては、関係住民とよく調整しながら対応することとしています。</p> <p>・評価軸ごとの評価「環境への影響」(水環境に対してどのような影響があるか)において、「ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測によると、水温については夏期から秋期にかけて温水の放流が生じる時期がある一方で貯水位が急激に低下した場合は冷水放流の可能性があるため、環境保全措置として、選択取水設備を設置する必要がある。」「選択取水設備を設置することにより、ダム放流水の濁度は、ほぼ年間を通じて流入水の濁度を下回る一方で洪水後20日程度の濁水の長期化が発生する場合があると予測される。」と評価しており、選択取水設備の適切な運用により濁水の長期化等に対処していくこととしています。</p> <p>・成瀬ダムの猛禽類調査については、平成10年以降「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」の指導を受けながら実施しています。現地調査は定点調査と営巣地調査を毎年実施しており、営巣地調査は猛禽類の繁殖に影響を与えないように、適切な時期・適切な方法により実施しており、調査の際は専門家に同行していただいております。「9年前の秋・・・「クマ鷹の巣の落下事件」がありました」ということについては、平成16年の調査で造巣を確認したクマタカの巣と思われるのですが、平成17・18年の営巣地調査では巣を使用した痕跡はなく、平成19年の営巣地調査では巣がなくなっており落巣を確認しています。なお、落巣の要因については不明です。</p>

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>V. その他のご意見</p>	<p>・大震災を受けて秋田県地震被害想定調査検討委員会では「真昼山地東縁断層帯南部」や複数の活断層が連動して大きな地震が起きる可能性が言及され、専門家の間では「成瀬川断層」の存在についても指摘されている。また、建設地及び周辺では巨大な破碎帯も観測されている。ダム湖の沢筋や周辺では岩手・宮城内陸地震や東日本大震災の影響とみられる崩落が多数見られている。大震災をうけて成瀬ダムの耐震設計を見直す必要はないのか。</p> <p>農業用水の「受益者」といわれる農家負担を免除し、負担を求めないダム建設に違法性はないのか。</p>	<p>・成瀬ダムでは、活断層の可能性のある第四紀断層の調査結果により、ダム建設に影響を与える可能性のある活断層は無いことを確認しています。</p> <p>・国土交通省所管のダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、震度法を基本とする耐震設計を行うこととしています。なお、震度法で設計された国土交通省所管のダムでは、東日本大震災をはじめとする過去の大きな地震において、管理上支障となるような大きな被害や、ダムの安全性に影響を及ぼすような変状は発生しておりません。</p> <p>・成瀬ダムにおいては、「大規模地震に対するダム耐震性照査(案)・同解説(平成17年3月国土交通省河川局)」に沿って、レベル2地震動による耐震性能照査を実施することとしており、この照査に用いる想定地震については、過去に発生した地震の調査、内陸活断層・プレート地震の文献調査を行い、周辺の「横手盆地東縁断層帯」「北上低地西縁断層帯」「真昼山地東縁断層帯」に係る想定地震動等も含めた比較を行った上で、照査用地震動を設定することとしています。</p> <p>・成瀬ダムにおける多目的ダム建設に係る負担金(かんがい受益者負担金相当額を含む)は、法令に基づき秋田県等より納付されています。</p>